

日田市児童手当等事務処理規則の一部改正について（趣旨）

1. 改正する規則等

日田市児童手当等事務処理規則

2. 目的・理由

児童手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこと。

3. 内 容

児童手当法の一部改正により、所得が制限限度額以上かつ上限限度額未満の方を対象に給付していた、定額5千円の特例給付が廃止されたことに伴い、規則中、書類等の名称から「特例給付」に関する部分を削除する等、所要の改正を行うこと。

4. 施行の時期

令和6年10月1日から施行。

5. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。